

藤田医科大学医学部高度医療人材養成奨学金に関する規程

令和6年規程第29号

施行 令和6年11月1日

改正 令和7年11月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学（以下、本学という）医学部に所属する学生のうち、品行方正で学業成績が優秀であると認められる者であって、かつ研究に対する意欲が高い者に対し奨学金を貸与することにより、将来高度医療人材として本学の臨床医学研究の発展に寄与する人材を輩出することを目的とする。

(奨学生の定義)

第2条 この規程において奨学生とは、本学からこの規程に基づく奨学金（以下、単に奨学金という）を借り受ける医学部に所属する学生をいう。

(奨学生の要件)

第2条の2 奨学生となる者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本学医学部に在籍している者
 - (2) 藤田医科大学学生の懲戒等に関する規程（平成27年規程第15号）第2条第1項に定める懲戒等を受けた経歴の無い者
 - (3) 第4学年及び第5学年における臨床実習又は第6学年における選択制臨床実習において、シラバスに基づくアンプロフェッショナル行為の認定を受けた経歴の無い者
 - (4) 本学医学部において留年又は再入学の経歴の無い者
 - (5) 本学医学部において一定の研究実績を有している者
 - (6) 次のすべての事項を奨学金貸与申請書提出時に誓約できる者
 - ア. 卒業した年の翌年3月末日までに医師国家試験に合格すること
 - イ. 本学卒業後直ちに次条第1項に定める推薦者（以下、単に推薦者という）が指定する藤田医科大学大学院医学研究科博士課程（以下、単に医学研究科博士課程という）の専門分野（以下、指定分野という）に進学すること
 - ウ. 医学研究科博士課程に在籍し、入学した年度の4月1日から起算して7年内に指定分野において医学博士号を取得すること
 - エ. 臨床研修を、本学の大学病院又は推薦者の指定する医療施設において行うこと
 - オ. 専門研修において、推薦者の講座に係る一般社団法人日本専門医機構が定める基本領域（以下、基本領域という）の専門研修プログラムに参加すること
 - (7) 連帯保証人1名及び保証人若干名を立てることができる者
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為を行った経歴（当該行為により、刑事罰を受けた経歴、逮捕又は書類送検された経歴、起訴（起訴猶予及び嫌疑不十分として不起訴となった場合を含む）された経歴をいい、以下、合わせて刑事処分歴等という）がある又はそのおそれのある者は、奨学生となることはできない。

- (1) 無資格医業、無資格医業の共犯等の医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）の違反行為
- (2) 無資格者の関係業務の共犯等の保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
その他の身分法の違反行為
- (3) 医薬品の無許可販売又はその共犯等の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の違反行為
- (4) 麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持又は自己施用の麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）、覚せい剤取締法（昭和26年法律第252号）、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）の違反行為
- (5) 殺人、殺人未遂、傷害、傷害致死、暴行、脅迫、強要等の行為
- (6) 交通事犯等に係る業務上過失致死、業務上過失致傷の行為
- (7) 売春防止法（昭和31年法律第118号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、青少年育成条例違反等のわいせつ行為
- (8) 贈収賄行為
- (9) 詐欺罪、詐欺ほう助等の詐欺、窃盗行為
- (10) 虚偽診断書作成、同行使、虚偽有印公文書偽造等の文書偽造行為
- (11) 所得税法（昭和40年法律第33号）、相続税法（昭和25年法律第87号）違反等の税法違反行為
- (12) その他医学を志す者として不適切な行為

(奨学金の併用)

第2条の3 この規程に基づく奨学金は、藤田医科大学医学部成績優秀者奨学金に関する規程（平成28年規程第15号）に基づく奨学金との併用を妨げない。

(奨学生の決定等)

第3条 奨学金の貸与を希望する者（以下、申請者という）は、進学を希望する医学博士課程専門分野の長を推薦者とする所定の奨学金貸与申請書を、医学部長の指定する日までに大学事務局医学部事務部学務課（以下、医学部事務部学務課という）に対し提出し、申請しなければならない。

2. 医学部長は、前項の申請があったときは、当該申請者の中から、第5条に定める定員の範囲内で奨学生の候補者を選定する。
3. 奨学生の決定は、医学部教授会の議を経て、理事会の決定による。

(奨学金の貸与手続き)

第3条の2 奨学生となることが決定した申請者は、所定の誓約書及び借用証書を医学部長の指定する日までに医学部事務部学務課に提出しなければならない。

2. 奨学生は、第6条に定める貸与期間中は、年1回、医学部長の指定する日までに所定の借用証書を医学部事務部学務課に対し提出しなければならない。

(奨学生の貸与額)

第4条 奨学生の貸与額は、1年当たり1,500,000円とする。

(奨学生の定員)

第5条 奨学生の定員は、各学年10人以内とする。

2. 前項の定員について第8条の定めにより奨学生の貸与を中止した者があるときは、当該人数の範囲で新たに奨学生を決定することができる。

(奨学生の貸与期間)

第6条 奨学生の貸与期間は、原則として第5学年及び第6学年の2年間とする。ただし、この規程に特段の定めがあるときは、当該定めによる。

(貸与方法)

第7条 奨学生は、本学所定の期日をもって、1年分ごとに奨学生の銀行口座に一括して振り込むものとする。

2. 奨学生は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この規程に基づく債権債務及び地位の譲渡
- (2) 第三者への取立ての委任又は代理受領の委任
- (3) 賭博、消費貸借、贈与その他奨学生の目的に照らし、不適当な奨学生の使用

(奨学生の貸与の中止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、奨学生の貸与を中止するものとする。

- (1) 休学したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 退学したとき、又は除籍となったとき
- (4) 留年したとき
- (5) 第2条の2第2項各号に掲げる行為のいずれかに該当する行為を行ったとき、そのおそれのあるとき又は刑事処分歴等がある事実が判明したとき
- (6) 医学研究科博士課程の入学試験に合格しなかったとき
- (7) 第12条第3項の場合において、新たに連帯保証人又は保証人を立てることができなかつたとき
- (8) 本学の規則等に違反し、懲戒処分を受けたとき
- (9) 第5学年における臨床実習又は第6学年における選択制臨床実習において、シラバスに基づくアンプロフェッショナル行為の認定を受けたとき
- (10) この規程に違反したとき
- (11) その他奨学生として適性を欠くと判断されたとき

2. 前項第1号に掲げる事由により奨学生の貸与を中止した場合において、当該事由が消滅し、奨学生であった者が復学を願い出たときは、医学部長の決定により奨学生の貸与を再開することがある。

3. 第1項第4号に掲げる事由により奨学金の貸与を中止した場合において、当該事由が出産、疾病、災害その他やむを得ない事由（以下、病気その他やむを得ない事由という）であると医学部長が認める場合に限り、医学部長の決定により進級後に奨学金の貸与を再開することがある。

（奨学金の一括返還）

第9条 奨学生であった者は、次の各号に掲げるいずれかに該当したときは、借り受けた奨学金を、当該事由が発生した時から1ヵ月以内に一括して返還しなければならない。

- （1）前条第1項第1号又は同第4号のいずれかに該当したとき
 - （2）前条第1項第3号又は同第5号乃至第10号のいずれかに該当したとき
 - （3）本学を卒業した年の翌年3月末日までに医師国家試験に合格しなかったとき
 - （4）卒業後直ちに指定分野に進学しなかったとき
 - （5）臨床研修を、本学の大学病院又は推薦者の指定する医療施設において行わなかつたとき
 - （6）専門研修において、推薦者の講座に係る基本領域の専門研修プログラムに参加しなかつたとき
 - （7）医学研究科博士課程に進学したものの、入学した年度の4月1日から起算して7年以内に医学博士号の取得ができなかつたとき
2. 前項第1号の場合において、奨学生であった者から所定の方法により申出があつたときは、医学部長が当該休学又は留年の事由が病気その他やむを得ない事由であつて、かつ奨学生であった者が次条第1項第1号に掲げる要件を達成できる蓋然性が高いと認める場合に限り、医学部長の決定により第11条第2号に定める期間の範囲内で一括返還の猶予を認める場合がある。
3. 第1項第3号又は第5号の場合において、奨学生であった者から所定の方法により申出があつたときは、医学部長の決定により分割による返還を認めることができる。ただし、その期間は、奨学金貸与期間の3倍を超えることができないものとする。
4. 奨学生であった者が期限までに奨学金を返還しないときは、期限の翌日から年利14.6%の遅延利息を加算して請求するものとする。

（奨学金返還の減免）

第10条 本学は、奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当したときは、貸与した奨学金の全額について返還を免除する。

- （1）第2条の2第1項第6号ア乃至オに掲げる要件をすべて充たしたとき
 - （2）奨学生又は奨学生であった者が死亡したとき
 - （3）精神又は身体の障がいにより労働能力を喪失、もしくは労働能力に高度の制限を有し、研究に従事するのが困難になったとき
2. 本学は、奨学生であった者が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当したときは、学業の達成度、研究成果等に応じ、医学部教授会の議を経て、医学部長の決定により、貸与を受けた奨学金の一部又は全額について返還を免除する場合がある。
- （1）第2条の2第1項第6号ア又はウが達成できなかつたものの、藤田医科大学大

学院学則（昭和53年規程第1号）第10条第2号に掲げる在学期間（以下、在学期間という）内に、次のいずれかを達成した場合

ア. 医師国家試験に合格すること

イ. 指定分野の医学博士号を取得すること

（2）第2条の2第1項第6号ア及びイを達成したものの、在学期間内に医学博士号を取得することができなかった場合において、一定の研究成果又は学業等の著しい成果があると医学部長が認める場合

（3）第2条の2第1項第6号イ及びウを達成したものの、在学期間内に医師国家試験に合格することができなかった場合

（4）第9条第1項第1号に該当したものの、同第2項により奨学生の一括返還の猶予を認められた者が、第2条の2第1項第6号ア乃至オのすべてを充たした場合

（5）その他医学部長が一定の成果があると認めるとき

3. 医学部長は、奨学生であった者から病気その他やむを得ない事由により第2条の2第1項第6号ア又はウの要件を充たすことができない旨の申し出があったときは、事情を鑑みて、医師の国家資格又は学位の取得に係る期間の延長を認める場合がある。

（奨学生の返還猶予）

第11条 奨学生であった者が、次の各号のいずれかに該当するときは、願い出により、当該各号に掲げるときまで奨学生の返還を猶予することがある。

（1）本学医学部に在学中であるとき 本学医学部を卒業したとき

（2）医学研究科博士課程に在学中であるとき 医学研究科博士課程を卒業したとき

（3）病気その他やむを得ない事由により、直ちに返還することが困難となったとき

奨学生貸与期間の範囲内で、医学部長が認める期間を満了したとき

（届出）

第12条 奨学生及び奨学生であった者のうち奨学生の返還が完了しない者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。

（1）氏名又は住所を変更したとき

（2）連帯保証人又は保証人に関する届出事項に変更が生じたとき

（3）医学博士号の取得前に医学研究科博士課程を退学したとき

2. 連帯保証人は、奨学生が死亡したとき又は病気その他やむを得ない事由により修学、業務を継続することが困難と認められるときは、その事実が確認できる書類を添えて、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。

3. 奨学生は、連帯保証人もしくは保証人が死亡したとき又は連帯保証人もしくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、速やかにその旨を医学部長に届けなければならない。

（事務）

第13条 この規程に関する事務は、医学部事務部学務課が行う。

(改正)

第14条 この規程の改正は、常務会の決議による。

附則

1. この規程は、令和6年11月1日から施行する。
2. 令和7年1月1日一部改正
3. 令和7年11月1日一部改正